

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 21 日

社会福祉法人 熊本県コロニー協会
理事長 大 島 武 文 殿

監 事 隈 部 幸 一 
監 事 堀 義 親 

私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 年度（第 63 期事業年度）の理事の職務執行について監査を行いました。その方法結果について報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

業務執行に関する監査のため、理事会その他の会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、理事の職務執行上重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

会計に関する職務執行の監査のため、当該会計年度の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について必要な調査を行い、また理事及び職員等から報告・説明を受け検討いたしました。

2. 業務執行状況の監査

I. 業務報告書等

- (1) 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

II. 法人

- (1) 現金保管については、6 つのサービス区分毎に金庫にて行っていることを確認しました。また、その現金残高についても確認を行った結果、帳簿と一致していました。
- (2) 協会全体の収入は 528,018 千円（訓練等給付等収入・サービス活動外収入 242,051 千円・就労支援事業収入 285,967 千円）です。

支出は、共通経費の削減等に取り組み、合計で 518,398 千円となっています。その結果、法人全体の利益は 9,620 千円（前年比△11,883 千円）の黒字となっています。

III. 熊本福祉工場

- (1) 当期の印刷事業の売上高は、211,903 千円（前年比+2,096 千円）となっています。デジタル事業の売上高は、53,938 千円（前年比+25,802 千円増）となっています。
事業活動収支は、印刷事業の原材料費が 6,600 千円増加した影響もあり 21,866 千円の赤字になっています。
- (2) デジタル事業は、将来的に拡大が見込まれる分野で、熊本県、熊本市、県立図書館、大学等へ積極的な営業活動に取り組まれています。引き続き積極的に認知度の向上に取り組まれることを勧めます。
- (3) 労災事故については、当期は 1 件発生しています。引き続き安全教育をお願いします。

- (4) 作業ミスについては、前年度損失が 759 千円(8 件)でしたが、今年度は 188 千円(6 件)と減少しています。原因の詳細分析、防止のための研修の実施、ダブルチェックの強化などに取組まれた成果が出ています。今後ともミスゼロの意識を高められることを勧めます。

IV. 熊本コロニー作業所

- (1) 利用状況は、施設利用者数が定員 31 名に対し令和 7 年度末は 29 名となっています。
- (2) B 型の利用者は 25 人で、新規利用者が 2 人、自立訓練から契約期間満了により 1 人が B 型に移行し年度当初から 3 人増加しています。しかし健康上の理由により 3 人が退所したため昨年と同じ 25 人となっています。

自立訓練の利用者は、3 人から契約期間満了のため 1 人減り、また新規利用者が 2 名増えたため 4 名となっています。引き続き病院との連携、特別支援学校への体験実習受け入れ等の取組みを強化されることを勧めます。

平均工賃月額額は、20,694 円(R4)→25,036 円(R5)→25,348(R6)→27,428(R7)と上昇しています。

V. 旦過園

- (1) 令和 7 年度 3 月末で 24 名（定員 25 名）、前年と同じ人数となっています。
- (2) 現在、製本・仕上げ作業及び建物の清掃作業が中心になっています。外部からの受託作業である野菜の袋詰め、自主生産であるクッキー作りや販売に取り組み、引き続き利用者のニーズに合った作業種目の開拓を行うことを勧めます。
- (3) 平均工賃月額額は、37,587 円(R4)→34,713 円(R5)→31,473 円(R6)→33,249(R7)となっています。
利用者全体の作業能力は年々向上していますので、引き続き受注の増加に取り組まれることを勧めします。

VI. グループホーム

- (1) 令和 7 年度末の入居者数は 27 名（定員 28 名）と 3 か所の事業所運営は順調に進んでいます。引き続き利用者のニーズに沿った支援内容の充実を勧めます。

VII. 放課後デイサービス

- (1) 定員 10 名に対し令和 7 年度の平均利用者は 6.3 人です。前年の 7.8 人に比べ 1.5 人減少しています。継続して利用契約者の確保、及び利用率の向上と療育活動内容の向上に取り組まれていますので、その努力の継続を勧めます。

3. 会計に関する監査

- (1) 令和 7 年度事業報告並びに第 63 期決算報告書について理事長及び事務担当者に報告を求め、関係書類も閲覧し、その他必要と思われる方法により調査を実施した結果、会計基準に従って処理されており、その措置は適正であると考えられます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書および財産目録は、当法人の財産及び収支(損益)の状況を適正に示しており、社会福祉法人の決算に適合しているものと認められます。